公募要領(仕様書)

1. 件名

令和5年度技術協力活用型・新興国市場開拓事業(制度・事業環境整備事業) アフリカにおけるデジタル分野に着目したAfCFTAとの連携強化に関する調査

2. 事業背景・目的

- ・ アフリカは人口の増加が予想されており、「最後のフロンティア」とも言われるが、過去30 年以上に渡って中間層の割合は増加していないというデータも存在するなど、人口の増加と 並行して所得の向上、経済水準の上昇がみられるかは予断を許さない状況にある。
- ・ 2010 年代に入りアフリカにおいてもモバイル・インターネットが急速に普及し、モバイルを 活用して新たなビジネスを生み出すスタートアップに投資が集まる状況となってきている。
- ・ アフリカ大陸自由貿易協定(以下、AfCFTA)は実質的には基本的な要素の交渉中の段階ではあるが、適切な共通ルールの策定を行うことで、デジタル化が牽引するアフリカ型発展モデルを大陸全体に普及させる基盤となりうると考える。また、AfCFTAを通じてデジタル化を実現するビジネス環境整備をアフリカ各国において行うことは、マルチの通商協定の枠組みを活用して日本企業がビジネス・投資をしやすい環境をアフリカ各国に展開することに直結する。
- ・ これら背景を踏まえ、本委託業務では、以下3.事業内容の実施により、アフリカ全体へのデジタル化の恩恵普及、および日本企業の中長期的な進出の土台作りを行うことを目的とする。

3. 委託業務内容

上記「事業背景・目的」に照らし、以下の事項を実施する。実施に当たっては、経済産業省政策及び令和4年度に策定された AfCFTA との協力(案)との整合性を確保するため、定期的に一般財団法人海外産業人材育成協会(以下、当協会)及び経済産業省等と協議の上で実施することとする。なお、以下の委託業務内容は最低限実施すべきものであり、公募に応募する事業者からの追加的な独自提案等を妨げるものではなく、当協会及び経済産業省等と協議の上で、事業目的の達成のために必要と認められる場合は委託費用の範囲内で追加的な独自提案等の実施を行うものとする。

(1) AfCFTA との連携強化

令和4年度に策定された AfCFTA との協力(案)をもとに、AfCFTA 側の課題と具体的な実施項目の特定を行う。本項目の実施に当たっては、以下の内容を含むことを原則とし、かつ、その際、ASEAN において日本が実施してきた協力や関与に係る経験を AfCFTA への協力にどのように活用できるかについても踏まえることとする。なお、AfCFTA 関係者との議論の進捗に応じて、当協会、経済産業省等と事前協議の上で、事業目的の達成のために必要と認められる場合は内容、および進め方を変更した上で行うものとする。

▶ AfCFTA に係る政策対話の開催支援

- ・政策対話の実施場所、時期、形式等についての検討と提案、及び準備 参加者については、AfCFTA 関係者を1名以上含めるものとする。
- ・アジェンダの整理、及び必要資料等の準備。なお、以下の内容を含めるものとする。

- ○AfCFTA に含めるべき要素を実現するにあたり、日本が貢献できる協力(案) (キャパビル等) についての提案
- ○上記内容を踏まえての、協力 (案) の具体的な実施について議論
- ・政策対話本番の開催支援

➤ AfCFTA デジタル制度整備早期着手課題分類

- ・経産省の協力(案)に関しての特に早期に着手すべき課題の議論・分類を行う際の必要資料等の作成
- ・議論を行う際の面談等開催支援
- (2) 先進的なアフリカ域内のサブ地域経済共同体(REC)の実態及び活用に係る調査アフリカ域内には AfCFTA より先行して成立したサブ地域経済共同体(以下、REC)が複数存在する。中でも、AfCFTA よりも先行して貿易円滑化を進めているものがあり、これらの代表例が東アフリカ経済共同体(以下、EAC)である。AfCFTA は EAC を含む各 REC とのコーディネーションも担っているところ、先進的な REC の状況を把握することは、AfCFTA と各 REC の関係を理解することができ、有益である。係る観点から、REC の実態を踏まえた上で、また、ASEAN における地域共同体の活用の事例も踏まえ、ケニアを例としてあり得るべき産業モデルについて提案を行うものとする。なお、本項目の実施に当たっては、EAC 加盟国のうち、ケニア、タンザニア、ウガンダの中から1、もしくは2ヶ国について実態調査を行うものとする。

(3) レポート作成

上記(1)、及び(2)について実施内容、及び成果を取りまとめた成果報告書を作成する。

4. 実施方法及び体制

上記3. の委託業務内容については、基本的に以下の調査方法・体制により実施する。

- (1) 業務の実施(特に調査の設計や分析)に当たっては、適宜、当協会と打ち合わせ(オンライン会議等も可)の上、進めること。(経済産業省等も同席し得ることから、打ち合わせ日時調整の際には事前に経済産業省等に相談することとし、必要に応じてリモートでの会議出席に係るアレンジを行うこと。)
- (2) 本業務を適切に実施することのできる人材(現地語でのコミュニケーションが可能であること等)を充てること。必要に応じて通訳者を手配することも可とする。
- (3) 有識者等へのヒアリングの日程調整に当たっては、事前に当協会及び経済産業省等に相談し、またスケジュールを随時共有すること。
- (4) 調査に必要な機器や書籍等は、受託者において調達すること。

5. 納入物

本業務に関しては、以下の通り納入物を提出するものとする。提出先は、いずれも当協会とする。 なお、下記に記載する提出期限に限らず、当協会または経済産業省等の要請に応じて、進捗を報告する こと。

納入物イメージ:成果報告書(日本語・英語)

- 提出方法: Microsoft Word 等機械判読可能な形式及び PDF 形式(透明テキスト付)のデータを DVD-R、CD-R または当協会より指示があった形式・媒体にて提出
- 提出期限:2024年3月8日(金)

<補足> 最終納入物の提出方法

- (1) 電子媒体(DVD-R、CD-R 又は当協会より指示があった形式・媒体) 1セット
 - ・成果報告書、本業務で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報(様式 a)、二次利用未承諾リスト(様式 b)を納入すること。
 - ・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ(以下「EXCEL等データ」という。)については、EXCEL形式等により納入すること。
 - ・なお、様式a及び様式bはEXCEL形式とする。
- (2) 最終納入物電子媒体(DVD-R、CD-R 又は当協会より指示があった形式・媒体) 2セット(公表用)
 - ・成果報告書及び様式 b (該当がある場合のみ)を一つの PDF ファイル (透明テキスト付)に 統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データを納入すること。
 - ・セキュリティ等の観点から、当協会及び経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
 - ・成果報告書は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、当協会又は経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②成果報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、様式 b に当該箇所を記述し、提出すること。
 - ・公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォル ダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、成果報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆EXCEL等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、当協会及び経済産業省 以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。
 - ※ 最終納入物については、最終的に当協会から経済産業省に提出する。
 - ※ 成果報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2は、経済産業省の書式に準拠する。様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

https://www.meti.go.jp/meti_lib/jyutaku/CD-sakuseihouhou.pdf

6. 契約要件

(1) 契約形態:委託契約

- (2) 採択件数:1件
- (3) 契約期間: 2023年6月下旬~7月上旬より2024年3月8日(金)までとする。
- (4) 予算規模:1件あたり 21,500,000 円 (消費税含む。) を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。
- (5) 支払い:業務終了後に、受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、一括して精算支払いする(円貨により銀行振込)。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。経理の処理については、「経済産業省委託事業事務処理マニュアル」に準拠する。

7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有する者であること。
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者では ないこと(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く)。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2023 年 6 月 15 日 (木) 正午まで【必着】に、下記 9. の応募必要書類 (データ)を以下 E-mail アドレス宛に提出のこと。

質疑については 2023 年 6 月 7 日 (水) 午後 3 時まで E-mail で受付けるものとする。

【応募必要書類の宛先】

一般財団法人海外産業人材育成協会

政策推進部 政策受託第3グループ (担当:池田・竹内・内野)

E-mail: aots-seisaku3@aots.jp

- 9. 応募必要書類
- (1) 公募申請書
- (2) 企画提案書
 - ①様式第1 実施計画・要員計画・実施スケジュール
 - ②様式第2 類似業務経験
 - ③様式第3 業務実施体制
 - ④様式第4 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
 - ⑤様式第5 受託業務費見積書
- (3) 会社概要(事業概要)書
- (4) 直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)(企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出)
- (5) 登記簿謄本の写し (履歴事項全部証明書/3ヶ月以内のもの)
 - ※ (1)、(2)は、所定の様式(当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可)

10. 審查方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審查項目:

- ・提案内容(提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性)
- ・組織の経験・能力 (類似業務の経験、実施能力)
- (2)審査結果(採択または非採択の決定)は、速やかに通知する。なお、採択・非採択の理由等個別の問い合わせについては応じかねる。
- 11. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、メールのみ受け付ける。

一般財団法人海外産業人材育成協会

政策推進部 政策受託第3グループ (担当:池田・竹内・内野)

E-mail: aots-seisaku3@aots.jp